

業務委託設計書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地				
路線名又は河川名等					
委託業務名	二条城樹木育成管理に係る樹木位置測量・樹木調査業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで				
事業課(所)名	元離宮二条城事務所	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 文化市民局



委託概要

業務委託対象面積				m2	9,800
4級基準点測量	式	1			
樹木位置測量	式	1			
樹木調査業務	式	1			

委託理由

本業務は、二条城清流園内の適切な樹木育成管理を行うために必要とする、樹木位置測量及び樹木調査を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 文化市民局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2025年7月
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月
基 準 適 用 年 月	2025年7月
単 価 地 区	2601: I 地区

見積参考資料

本業務の積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【樹木位置測量】作業計画

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
測量技師	1.120	人	
測量技師補	1.120	人	

【樹木位置測量】観測

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
測量技師	3.360	人	
測量技師補	3.360	人	
測量助手	3.360	人	

【樹木位置測量】点検整理

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
測量技師	1.680	人	
測量技師補	1.680	人	

【樹木調査計測】作業計画書作成 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.110	人	
技師C	0.220	人	

【樹木調査計測】樹木ナンバリング 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師C	1.120	人	
技術員	1.120	人	

【樹木調査計測】樹木計測 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.560	人	
技師C	2.800	人	
技術員	2.800	人	

【樹木調査計測】写真撮影 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技術員	0.560	人	

【樹木調査計測】樹木調査表作成 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師C	2.240	人	
技術員	2.240	人	

【打合せ協議】着手時（1回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	0.500	人	
技師B	0.500	人	

【打合せ協議】中間時（1回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	0.500	人	
技師B	0.500	人	

【打合せ協議】成果品納入時（1回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	0.500	人	
技師B	0.500	人	

業務委託料内訳書

業務名	二条城樹木育成管理に係る樹木位置測量・樹木調査業務委託				業 項 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量		式	1				
基準点測量		式	1				
4級基準点測量		式	1				
4級基準点測量	永久標識設置なし, 伐採含まない	点	15				
樹木位置測量		式	1				
樹木位置測量		式	1				内 1号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 2号

業務委託料内訳書

業務名	二条城樹木育成管理に係る樹木位置測量・樹木調査業務委託				業 項	種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
測量業務価格		式	1					
樹木調査		式	1					
樹木調査		式	1					
樹木調査業務		式	1					
樹木調査計測	作業計画書作成, 樹木パノラマ [※] , 樹木計測, 写真撮影, 樹木調査表作成	式	1				内 3号	
打合せ協議	着手時, 中間時, 成果品納入時 (各1回)	式	1				内 4号	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
直接原価 (その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1				内 5号	
一般管理費等		式	1				内 6号	

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	樹木位置測量					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		業務	1			
観測		業務	1			
点検整理		業務	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	樹木調査計測	作業計画書作成, 樹木ナンバリング, 樹木計測, 写真撮影, 樹木調査表作成				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画書作成		業務	1			
樹木ナンバリング		業務	1			
樹木計測 (樹種, 樹高, 幹周, 枝張等)		業務	1			
写真撮影		業務	1			
樹木調査表作成		業務	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	打合せ協議	着手時, 中間時, 成果品納入時 (各1回)				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
着手時		業務	1			
中間時		業務	1			
成果品納入時		業務	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費 (設計業務)		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

特記仕様書

委託業務名 二条城樹木育成管理に係る樹木位置測量・樹木調査業務委託

履行場所 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地

第1章 総則

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

第2条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第4条 打合せ

1 本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。

ただし、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

3 本業務において不明な点がある場合は、受注者が独自に判断せず、必ず事前に本市監督職員に報告し確認を受けること。

第5条 確認義務

受注者は、次の事項に関して独自の判断で実施してはならない。

- (1) 設計図書に明示していない事項
- (2) 設計変更に関わる事項
- (3) 天災その他不可抗力に関わる事項

第6条 目的

本業務は、清流園の美しい庭園景観を維持・保全する適切な樹木育成管理を行うため、樹木位置の測量及び樹木調査を行うものである。

第7条 提出書類

受注者は、履行にあたり、委託必携の提出書類様式により発注者に提出し、承認を得るものとする。

第8条 協議・報告の義務

- 1 受注者は、履行期間中において随時、委託必携の様式に従い進捗状況を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者との協議については、打合せ簿を作成し、立会を申し出る場合は立会願を提出するものとする。
また、発注者との連絡を密にとり、発注者の申し出により必要に応じて報告書を提出するものとする。
- 3 受注者は、契約後速やかに担当技術者を選任し、図書の打合せ、現場説明からその任に就かせるものとする。協議は、そのつど記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務履行中に生じた全ての成果等を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第10条 損害賠償等

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。

万が一、第三者との間に損害が生じた場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、発注者にその旨を報告するものとする。

また、遅滞なく本市監督職員に報告し、その指示に従うものとする。

第11条 貸与する資料

本業務に必要な関係資料を別途貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について借用書を提出し、本業務の完了時まで返還するものとする。本業務で使用される資料の収集については、発注者の指示又は許可を得た後に実施するものとする。

第12条 納入場所

本業務の成果品の納入場所は、京都市元離宮二条城事務所とする。

第13条 完了

受注者は、業務完了の際に完了通知書、引渡書、成果納品書とともに成果品を納め、完了検査を受けるものとする。

第14条 疑義

委託必携に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、指示に従うものとする。

第15条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第16条 安全管理

本業務対象範囲は、一般供用中の施設であるため、調査時においては十分に安全対策を図ったうえで作業を行うものとする。

第17条 作業時における留意事項業務土地の立入り

- 1 本業務対象範囲は、各種催事を行う場所として利用されるため、これらの予定に合わせて作業を実施するものとする。
- 2 本業務に携わる関係者であることを明確にするため、腕章等を携帯し作業を行うものとする。
- 3 作業を行う際は、事前に本市監督職員の承認を得なければならない。

第2章 測量業務特記事項

第18条 測量業務の内容

1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 4級基準点測量

本業務は、以下の条件で基準点測量を実施するものである。

永久標識設置	: なし
伐採	: 含まない
作業工程	: 作業計画、選点、観測、計算整理
地域・地形	: 耕地・平地

(2) 樹木位置測量

ア 本業務対象範囲の高木、中木、低木、地被類（コケ類を含む）の位置を観測し、本市が提供するデータ上に作図するものとする。

イ 群植された低木、根締めとして植えられた地被類（コケ類を含む）については、おおよその平面線形をデータ上に作図するものとする。

なお、地被類（コケ類を含む）は、修景を目的として植栽された範囲のみを作図対象とする。

第19条 公共測量作業規程の準拠

本業務において実施する測量に当たっては、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月）に準拠して作業を行うものとする。受注者は、その内容を作業者に周知徹底させ遵守しなければならない。

第20条 技術者

測量業務における主任技師は、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。

また、担当技術者は測量士又は測量士補でなければならない。

第21条 作業計画

本業務の実施に先立ち、現地の概況を現地踏査により把握すると共に、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について作業実施計画書を提出し、本市監督職員の承認を得るものとする。

第22条 測量機器の検定

本業務委託に使用する測量機器の検定については、（公社）日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または受注者自身が別に定める検定要領により検定を行い、その記録を提出するものとする。

第23条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、本市監督職員の指示により受注者の責任において処理するものとする。

第24条 検査

受注者は、完了検査を受ける際、あらかじめ完成品及び関係資料等を整備しておき、主任技師が立会のうえ、検査を受けなければならない。

第25条 再測量

受注者は、完了検査において測量成果に誤りが発見された場合、本市監督職員の指示に従い、受注者の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

第26条 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 観測手簿
- (2) 計算簿
- (3) 成果表
- (4) 基準点網図
- (5) 現況平面図（樹木位置平面図）
- (6) 点の記
- (7) 品質評価表及び精度管理表
- (8) 電子媒体による成果データ
- (9) その他監督員の指示するもの

※基準点網図の縮尺及び図版については、本市監督職員と協議のうえ決定するものとする。

図面種別	縮尺	図版	備考
樹木位置平面図	1 / 200	A1	

第3章 樹木調査業務特記事項

第27条 樹木調査業務の内容

本業務は、樹木調査及び樹木調査表の作成を行うものである。

第28条 作業計画の作成及び現地踏査

本業務の実施に先立ち、現地の概況を現地踏査により把握すると共に、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について作業実施計画書を提出し、本市監督職員の承諾を得るものとする。

第29条 樹木調査及び樹木調査表の作成

1 樹木調査

(1) 高木は、樹高2m以上かつ胸高直径10cm以上の樹木を標準とし、樹種名、樹高、胸高直径(幹周)、枝張りを調査し、樹木調査表にとりまとめること。また、調査対象木へは、ナンバリングを行うものとするが、清流園の景観に配慮を必要とする樹木へのナンバリングについては、ナンバリングの有無や位置、方法について事前に本市監督職員と協議の上、作業を行うものとする。

なお、実生木等については、調査対象外とする。

(2) 中木は、樹高2m以上3m未満かつ胸高直径5cm以上の樹木を標準とし、樹種名、樹高、枝張りを調査し、樹木調査表にとりまとめること。また、樹木へのナンバリングについては、上記(1)の高木と同じとする。

(3) 低木は、樹高2m未満の樹木を標準とし、樹種名、樹高、枝張り、本数を調査し、樹木調査表にとりまとめること。群植の場合は、樹木調査表に面積を記載すること。また、低木へのナンバリングは行わないものとする。

(4) 地被類(コケ類及び芝を除く)は、樹種名、樹高、1m²当りの本数を調査し、樹木調査表にとりまとめること。また、樹木調査表に面積を記載すること。ナンバリングは行わないものとする。

(5) コケ類は種類を調査し、樹木調査票にとりまとめること。また、樹木調査表に面積を記載すること。ナンバリングは行わないものとする。

(6) 調査対象とする高木、中木、低木、地被類及びコケ類の調査方法等については、上記(1)～(5)の内容を標準とするが、実生木や伐採後の切株から萌芽し成長した樹木等、調査対象木として寄り難い樹木については、着手前に本市監督職員と協議を行い、方針を決定するものとする。

(7) 写真撮影

ア 調査表にとりまとめる全ての高木・中木・低木・地被類及びコケ類の全景を、デジタルカメラ等を使用し撮影すること。

イ 劣勢木については、原因となる各部位(幹、根元、大枝等)の健康状態等が分かるように、状況写真を撮影すること。

(8) 調査は上記の各事項を踏まえ、樹木に対し知識のある者を配置するよう配慮すること。(例として、樹木医(財団法人日本緑化センターの樹木医資格認定登録)の資格を取得している者又は緑化・公園工事に係る樹木調査等の経験を有する者が望ましく、自社に樹木医や樹木調査等の経験を有する者がいない場合は、第三者に委任することもできる。)

2 樹木調査表の作成

- (1) 調査表は、高木、中木、低木、地被類（コケ類は地被類に含む）に区分するものとする。
- (2) 劣勢木（病虫害等により樹勢に衰えが見受けられる樹木や半枯損木など）は、樹木調査票に記載すると共に別途、一覧表にまとめるものとする。

第30条 再調査

受注者は、完了検査において成果に誤りが発見された場合、本市監督職員の指示に従い、受注者の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

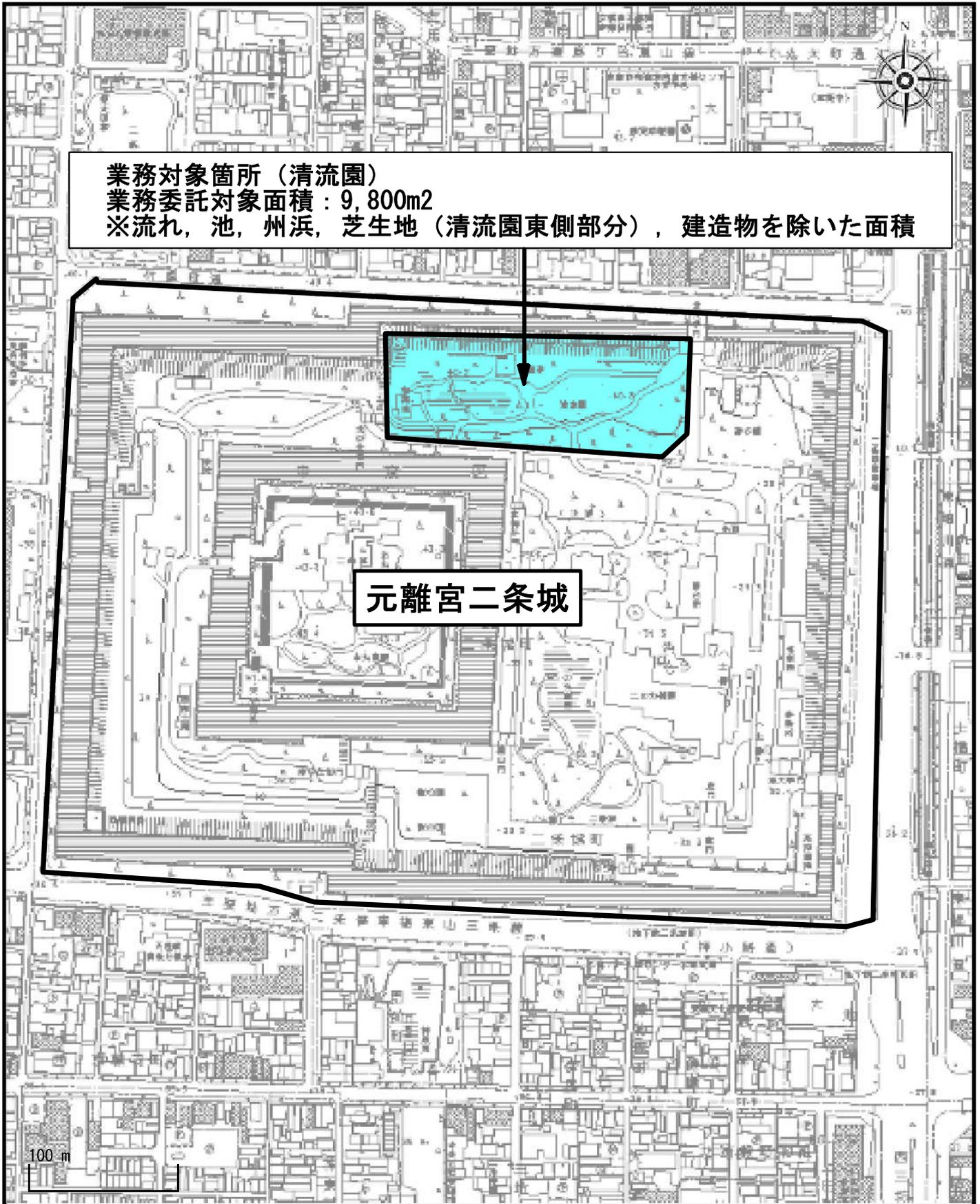
第31条 成果品について

- 1 提出する成果品については、下記の「樹木調査業務 成果品一覧表」に示すとおりとする。また、各成果品作成上の様式等については、本市監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
なお、成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 2 成果品について本市監督職員より指示があった場合は、その都度速やかに提出できるように随時まとめておくこと。
- 3 参考、引用等を行った図書等がある場合、成果品（電子媒体、紙媒体）にその名称、ページ等を明記し、その箇所の写しを添付すること。
- 4 成果品のとりまとめについて、不明な点がある場合は、必ず本市監督職員と協議し、その指示に従うこと。

樹木調査業務 成果品一覧表

種 別	縮尺	図版	備考
樹木調査表（写真を含む）	—	A4	様式は打合せによる
その他監督員が指示するもの	—	〃	

箇所図



業務対象箇所（清流園）
業務委託対象面積：9,800m²

※流れ，池，州浜，芝生地（清流園東側部分），建造物を除いた面積

元離宮二条城

100 m